

○松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会設置要綱

令和7年11月25日
松本市病院局告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市立病院建設基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しについて専門的な検討を行うため、松本市立病院建設基本計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、松本市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の見直しに関すること。
- (2) その他事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから事業管理者が委嘱する。

- (1) 病院関係者
- (2) 保健医療機関関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他事業管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から事業管理者が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院局病院建設課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。